

経済センサス - 活動調査の必要性

経済センサス - 活動調査は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等に基づき、全産業分野における事業所及び企業の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを目的として実施する。

< 具体的意義 >

- (1) 国民経済計算や産業連関表の基礎資料を得るため、原則として全産業をカバーする一次統計の情報の整備を図る。
- (2) サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていることから、この分野の統計情報の整備を図る。
- (3) 事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する標本調査のための抽出条件、裾切り条件、母集団復元のためのベンチマーク情報等の母集団情報の整備を図る。
- (4) 産業ごとの統計では当該産業に係る経済活動の実態しか把握できない一方、事業所・企業の経済活動が多角化していることから、経済活動の多角化に対応した統計情報及び母集団情報の整備を図る。
- (5) 県民経済計算・市民経済計算や地域産業連関表の基礎資料として、また、地域の実情に応じてきめ細かな施策を展開していくための基礎資料として、地域の経済活動に関する一次統計の整備を図る。
- (6) 地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金分配等の行政施策のための基礎情報の整備を図る。

平成24年経済センサス 活動調査の実施計画(案)

1 調査の目的・意義

経済センサス - 活動調査は、経済構造統計を作成するために行う調査であり、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

< 具体的意義 >

- (1) 国民経済計算や産業連関表の基礎資料を得るため、原則として全産業をカバーする一次統計の情報の整備を図る。
- (2) サービス経済化の進展に伴い、国民経済に占める第3次産業のウエイトが高くなっているにもかかわらず、この分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていることから、この分野の統計情報の整備を図る。
- (3) 事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する標本調査のための抽出条件、裾切り条件、母集団復元のためのベンチマーク情報等の母集団情報の整備を図る。
- (4) 産業ごとの統計では当該産業に係る経済活動の実態しか把握できない一方、事業所・企業の経済活動が多角化していることから、経済活動の多角化に対応した統計情報及び母集団情報の整備を図る。
- (5) 県民経済計算・市民経済計算や地域産業連関表の基礎資料として、また、地域の実情に応じてきめ細かな施策を展開していくための基礎資料として、地域の経済活動に関する一次統計の整備を図る。
- (6) 地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金分配等の行政施策のための基礎情報の整備を図る。

2 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施する。

3 統計の名称及び調査の名称

統計の名称：経済構造統計

調査の名称：平成24年経済センサス - 活動調査

4 調査の期日

平成24年2月1日現在によって行う。

5 調査の対象

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下の各号に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所（以下「調査事業所」）について行う。

大分類A - 農業・林業に属する個人経営の事業所

大分類B - 漁業に属する個人経営の事業所

大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792 - 家事サービス業に属する事業所

大分類R - サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96 - 外国公務に属する事業所

6 . 調査の流れ

(1) 調査員調査（単独事業所及び新設事業所）

総務大臣・経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員 - 調査員 - 調査事業所

市には特別区を含む（以下同じ。）。)

(2) 直轄調査（支社を有する企業及び特定の単独事業所）

総務大臣・経済産業大臣 - 調査事業所

総務大臣・経済産業大臣 - 都道府県知事 - 調査事業所

総務大臣・経済産業大臣 - 市長 - 調査事業所

7 調査の方法

(1) 調査員調査

調査員が担当調査区内の単独事業所（直轄調査の対象事業所を除く。）及び新設事業所に調査票を配布し、回収する方法により行う。

ただし、積雪等で調査員による調査票の回収が困難と見込まれる地域（以

下「積雪地域」)においては、調査員が調査票を配布し、市町村が郵送で回収する方法により行う。

(2) 直轄調査

国が契約する民間事業者を活用し、本社一括調査の報告者である本所事業所及び特定の単独事業所に対し、調査票を郵送で配布し、郵送又はオンラインで回収する方法により行う。

ア 市直轄調査

本所及びすべての支所が同一市内にある従業者数30人未満の企業の事業所

イ 都道府県直轄調査

本所及び大半の支所が同一都道府県内にある従業者数30人未満の企業の事業所（上記アの事業所を除く）

ウ 国直轄調査

複数の都道府県内に支所を有する企業、複数事業所を有し従業者数30人以上の企業の事業所及び特定の単独事業所（一定規模以上の製造業の単独事業所及び純粋持株会社）

8 調査の実施期間

平成24年1月～3月

ただし、積雪地域においては平成23年12月～24年3月

9 調査事項及び調査票

(1) 調査事項

別紙1のとおり。

(2) 調査票

ア 調査票の様式

非OCRの単票形式（A3判両面印刷二つ折り）の調査票

イ 調査票の種類等

別紙2のとおり。

10 集計事項

別紙3のとおり。

11 調査結果の公表の方法及び時期

(1) 公表の方法

速報集計結果及び確報集計結果は、インターネット（e-stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の時期

ア 速報集計結果（産業共通事項に係る集計結果）

平成25年1月末

イ 確報集計結果（すべての調査事項に係る集計結果）

平成25年夏ごろから産業別に順次公表

12 内閣府へのデータ提供

国民経済計算確報推計に用いる製造業のデータについては、直轄調査の範囲内で優先的に整備し、平成24年10月を目途に内閣府に提供する。

平成24年経済センサス 活動調査の調査事項の構成

< 企業単位で把握する事項 >

< 事業所単位で把握する事項 >

		存続企業		新設企業	存続事業所		新設事業所
産業共通事項 (調査票第1面)	基本事項	経営組織 資本金 決算月 主な事業の内容		電子商取引の有無及び割合 自家用自動車の保有台数 土地・建物の所有の有無 など	開設時期 従業者数 主な事業の内容 など		
	経理事項	売上高	産業大分類レベル		産業大分類レベル		
		費用	費用総額 給与総額 減価償却費	租税公課 など	【 1】		
		その他	設備投資 など				
産業別事項 (調査票第2面)	< 売上高を事業所単位で把握できない産業 > 注1)				< 売上高を事業所単位で把握可能な産業 >		
	主産業 売上高	産業小分類レベル		主産業 売上高	産業細分類レベル		
	従産業 売上高	産業小分類レベル (建設業・サービス関連産業A) 【 2】		従産業 売上高	産業細分類レベル (サービス関連産業B) 【 2】		
				その他	【 3】		

注1) 「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体、宗教」

注2) 単独事業所については、1企業1事業所であることから、企業単位、事業所単位の双方の事項を把握

【 1】投入構造に係る事項

農林漁家等を除く全事業所・企業を対象に実施する経済センサス-活動調査において、記入負担の大きい投入構造に係る項目を産業別に詳しく把握することは結果精度の確保が困難であることから、付加価値の算出に必要な基本的事項を把握

【 2】従産業の把握

主産業以外の産業を含めた産業大分類別の売上高を把握するとともに、建設業及びサービス関連産業については以下の区分ごとに主産業と従産業の売上高を詳細に把握

建設業及びサービス関連産業A(「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業」等)

サービス関連産業B(「情報サービス業、インターネット附随サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「その他の教育、学習支援業」等)

【 3】売上高以外の産業別事項

既存統計調査を統合して把握する産業においては、既存統計調査結果の継続利用を確保するため、既存統計調査の調査事項を原則踏襲

上記以外の産業においては、既存統計調査との重複是正を行わないため、産業構造の把握や母集団情報の整備に必要な基本的事項に限定して把握

付加価値	企業単位で把握した、売上高及び費用から下記の計算式により算出 付加価値 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課	左記で把握した企業全体の付加価値を当該企業の傘下事業所の従事者数で按分し、事業所単位の付加価値を推計
------	---	--

平成24年経済センサス 活動調査調査票の構成

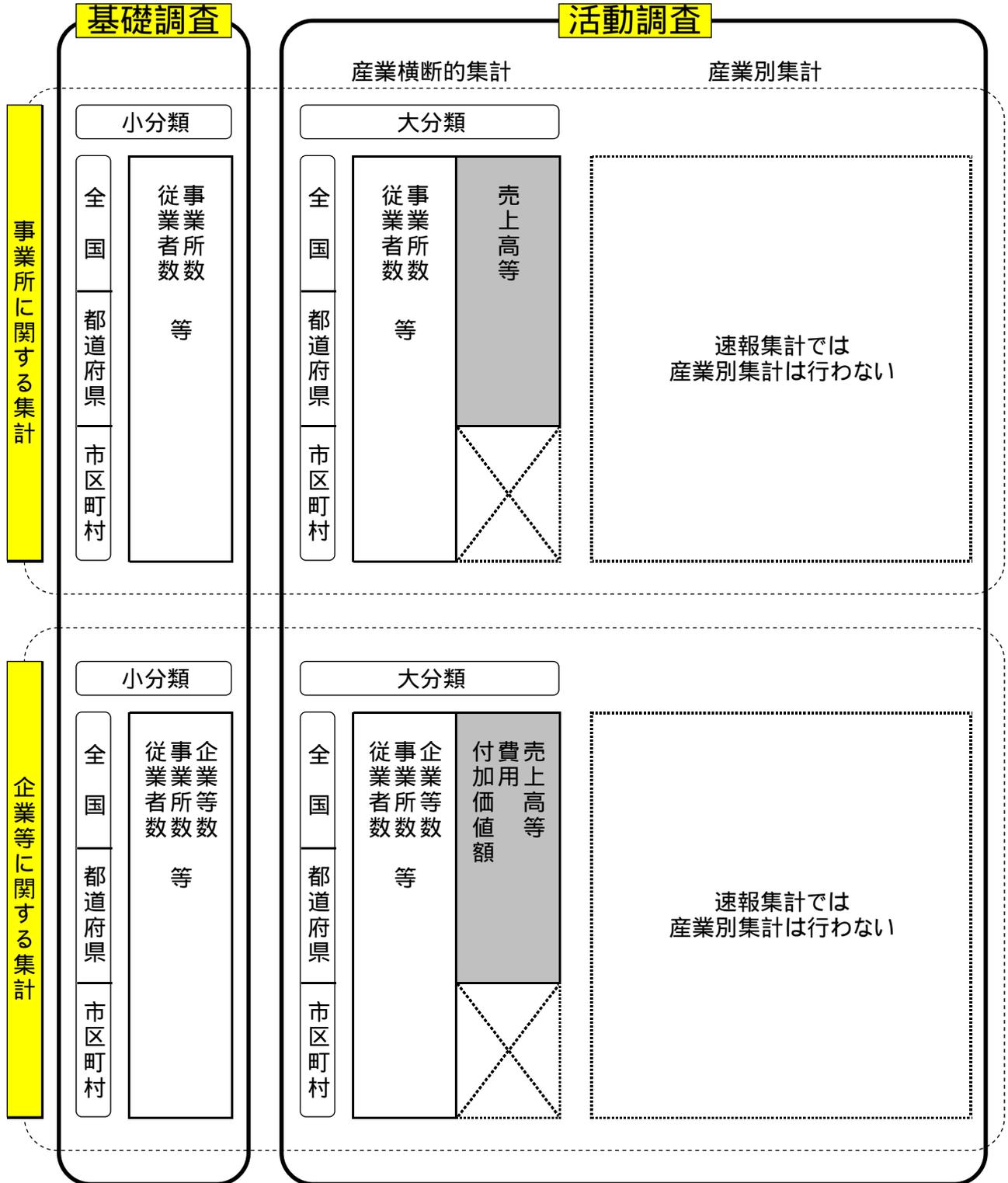
産業分類		調査員調査			直轄調査					
		単独事業所			複数事業所企業					
		種類	単独事業所調査票 < A3単票 >		種類	企業調査票 < A3単票 >	種類	事業所調査票 < A3単票 >		
A	農業、林業	1	単独事業所調査票 (農業、林業、漁業)		13	企業調査票	16	事業所調査票 (農業、林業、漁業)		
B	漁業									
C	鉱業、採石業、砂利採取業	2	単独事業所調査票 (鉱業、採石業、砂利採取業)				17	事業所調査票 (鉱業、採石業、砂利採取業)		
E	製造業	3	単独事業所調査票 (製造業)						18	事業所調査票 (製造業)
I	卸売業、小売業	4	単独事業所調査票 (卸売業、小売業) (個人経営者用)	5			単独事業所調査票 (卸売業、小売業) (法人・団体用)	19		
P	医療、福祉		6	単独事業所調査票 (医療、福祉)			20		事業所調査票 (医療、福祉)	
O1	教育、学習支援業 (学校教育)	7	単独事業所調査票 (学校教育)					14		企業調査票 (学校教育)
D	建設業	8	単独事業所調査票 (建設業、サービス関連産業A)				15		企業調査票 (建設業、サービス関連産業A)	
F	電気・ガス・熱供給・水道業									
G1	情報通信業 (ネット業種)									
H	運輸業、郵便業									
J	金融業、保険業									
R1	サービス業 (政治・経済・文化団体、宗教)									
Q1	複合サービス事業 (郵便局)									
Q2	複合サービス事業 (協同組合)	9	単独事業所調査票 (協同組合)		23	事業所調査票 (協同組合)				
G2	情報通信業 (非ネット業種)	10	単独事業所調査票 (サービス関連産業B) (個人経営者用)	11			単独事業所調査票 (サービス関連産業B) (法人・団体用)	13	企業調査票	24
K	不動産業、物品賃貸業									
L	学術研究、専門・技術サービス業									
M	宿泊業、飲食サービス業									
N	生活関連サービス業、娯楽業									
O2	教育、学習支援業 (その他の教育、学習支援業)									
R2	サービス業 (政治・経済・文化団体、宗教を除く)									
新設用	産業共通、本・支共通				12	産業共通調査票				

- G1 中分類「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」
- G2 中分類「39 情報サービス業」、「40 インターネット附随サービス業」
- O1 中分類「81 学校教育」
- O2 中分類「82 その他の教育、学習支援業」

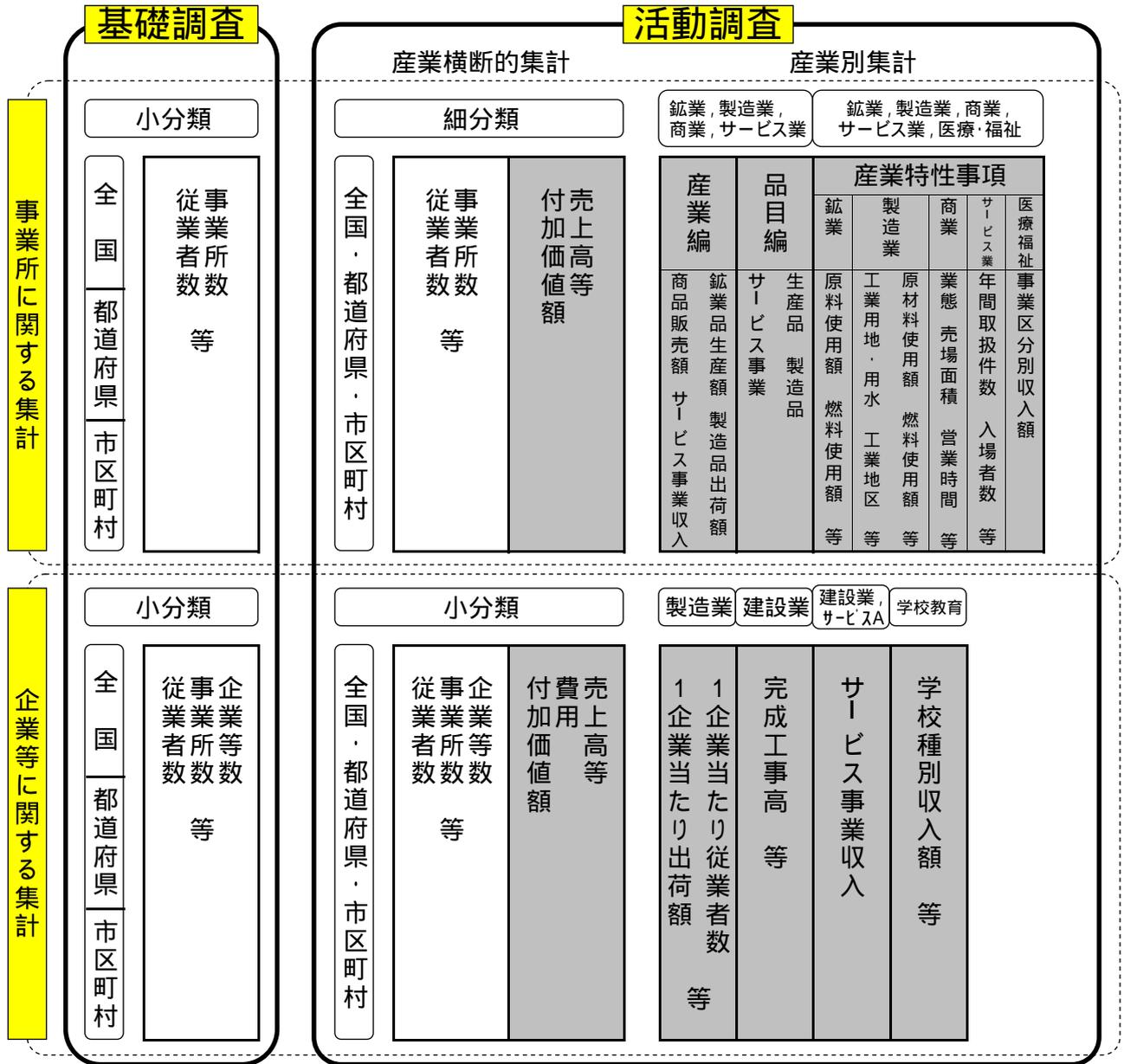
- Q1 中分類「86 郵便局」
- Q2 中分類「87 協同組合 (他に分類されないもの)」
- R1 中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」
- R2 中分類「88 廃棄物処理業」、「89 自動車整備業」、「90 機械等修理業」、「91 職業紹介・労働者派遣業」、「92 その他の事業サービス業」、「95 その他のサービス業」

平成24年経済センサス 活動調査の集計事項

【速報集計】平成25年1月末公表



【確報集計】平成25年夏以降順次公表



1 産業横断的集計

(1) 事業所数・従業者数等

基礎調査結果との比較が可能となるよう、原則、基礎調査の全表を作成
(ただし、経理事項を含めた全体の集計量を勘案し、段階的な公表を検討)

(2) 売上高、費用、付加価値額等

経理事項を集計している既存統計調査で共通的に集計されている分類事項を基に作成

2 産業別集計

(1) 鉱業、製造業、卸売業、小売業

既存統計調査結果との比較が可能となるよう、原則既存統計調査の集計事項を踏襲

(2) その他の産業

既存統計調査の集計事項を参考に、基本的な結果表を作成

基本計画との関係

項目	具体的な措置、計画等	対応状況
<p>第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 統計体系の根幹となる「基幹統計の」の整備</p> <p>(3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性</p>	<p>平成 23 年度に実査する経済センサス 活動調査については、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した計画を変更せざるを得なかったことに伴い、調査を実施するための条件が相当程度悪化することとなるため、改めて企業会計事項などの調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行う必要がある。</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>別表「第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」</p> <p>1 効率的な統計作成</p> <p>(1) 行政記録情報等の活用</p> <p>ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査</p>	<p>経済センサス 活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定。平成 20 年 3 月 19 日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。</p>	<p>活動調査の名簿整備データとして、労働保険情報を活用すべく、厚生労働省へ情報の提供を依頼しており、現在、厚生労働省において、データの提供(可能)項目や提供時期等について検討を行っている。</p> <p>また、労働保険情報は、保険の加入単位毎にデータが作成されており、1 事業所で作業場毎にデータ登録されることがあるなど、調査上の事業所の定義と一致しない場合も見受けられることから、活用に当たってはデータ精査が必要となるため、総務省においてデータ検証を行っている。</p>

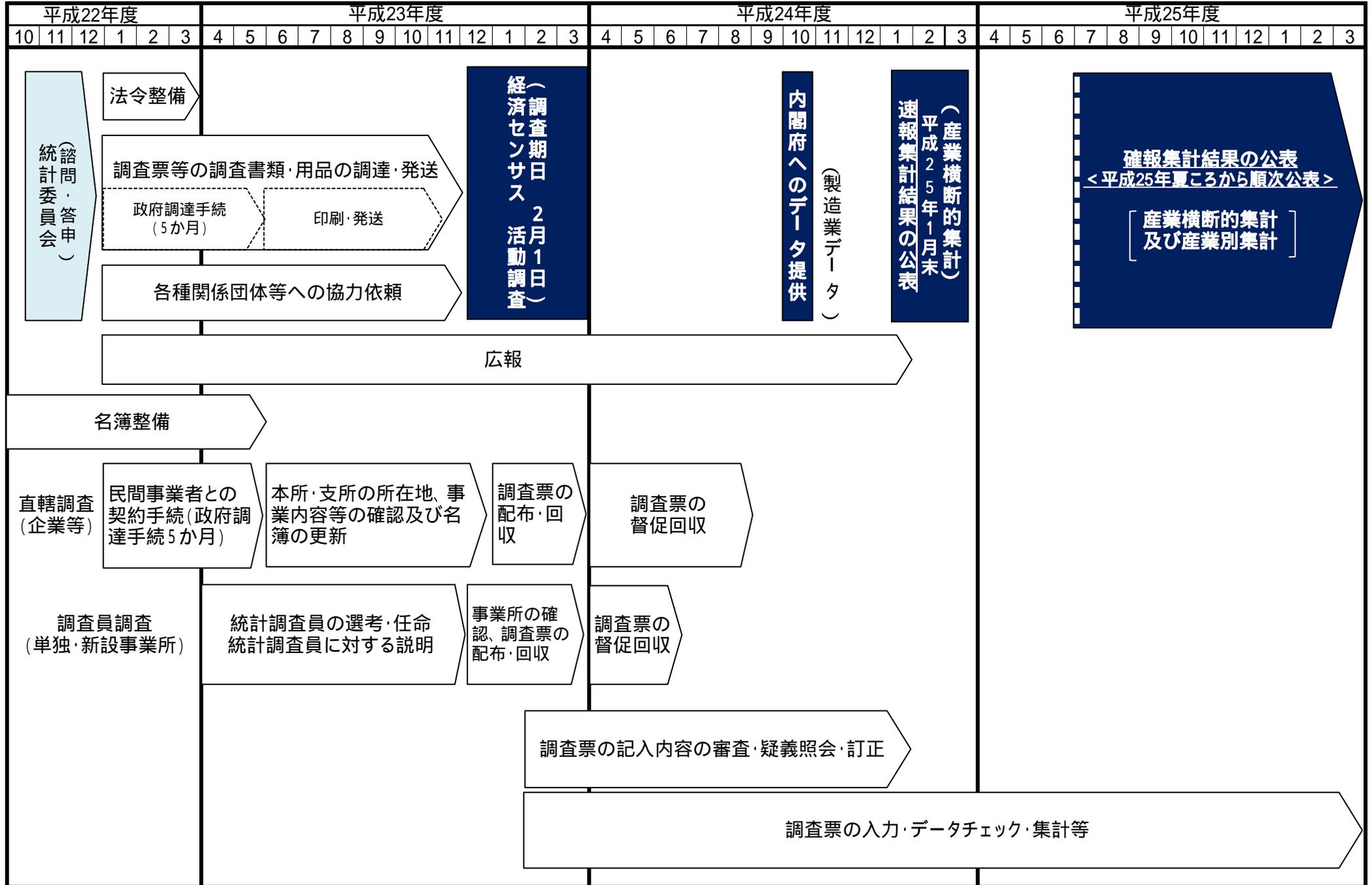
平成24年経済センサス-活動調査の実施計画の変更に伴う対応

【 課題 】

【 調査の円滑かつ正確な実施に向けた対応 】

事業所・企業の繁忙期、確定申告及び決算前の調査期日における回答の確保	報告者負担の軽減	調査事項の簡素化（施工都道府県別元請完成工事高や学校収入の詳細内訳などの産業別経理事項等） 記入負担の小さい非OCR調査票の採用
	調査票の記入・回収期間の確保	調査票の記入期間を十分確保（2か月間）するとともに、企業の決算公表が終了する平成24年夏頃まで調査票の督促回収を継続
積雪・寒冷期における必要調査員数（約7万人）の確保	調査員の事務負担の軽減（調査事務の簡素化等）	事務負担の小さい単独事業所の調査に限定（企業調査は直轄調査） 調査票配布事務の簡素化（事業所ごとに異なる配布書類を国で封筒詰め・送付、新設事業所には1種類の産業共通調査票を配布） 事業所からの照会対応事務の負担軽減（フリーダイヤルのコールセンターの設置）
積雪等で調査員の調査活動が困難な地域における調査	特別な調査方法等の適用	調査員活動開始時期の早期化（平成23年12月～） 市区町村による調査票の郵送回収 調査員の安全対策用品の拡充
調査員事務の簡素化等に伴う地方公共団体の事務負担増加への対応	地方公共団体の事務負担の軽減	直轄調査対象企業数の軽減（従業者数30人以上の企業を国直轄調査）及び民間活力の活用等による直轄調査に係る事務負担の軽減 調査員調査と直轄調査に係る事務の輻輳回避（市直轄調査） 事業所からの照会対応事務の負担軽減（フリーダイヤルのコールセンターの設置）
工業統計調査より約1か月遅い調査の中でのSNA確報推計用データの提供	確報推計に用いる製造業データの限定化による早期提供	製造業の単独事業所についてはSNA確報推計の精度維持が可能な一定規模以上の事業所を直轄調査に含めて調査し、直轄調査の範囲内でSNA確報推計用データを早期に整備

平成24年経済センサス 活動調査の主要事務日程



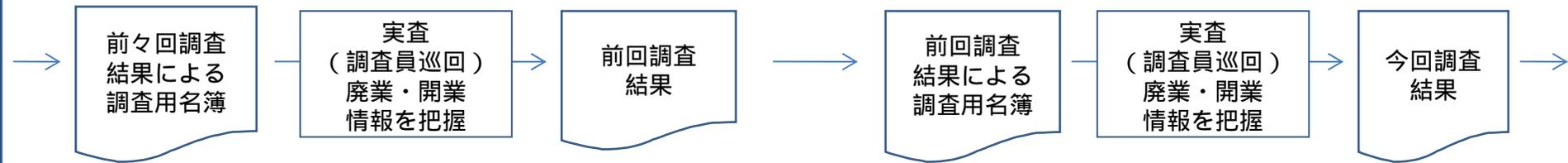
国及び地方公共団体の事業所に係る調査の取扱い

- 1 以下の観点を踏まえ、平成24年経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」）においては国及び地方公共団体の事業所に係る調査（平成24年経済センサス - 基礎調査（以下「基礎調査」）の乙調査）は実施しない。
 - (1) 国及び地方公共団体の事業所は、営利を目的としない事業所や受益者負担による料金収入はあるものの運営経費の大半を一般財源に依存している事業所がほとんどであり、収益（売上高）により経済活動を把握できる事業所は一部地方公営企業等に限定されている
 - (2) 上記公営企業等の経理事項については、地方公営企業法及び地方財政法に基づく行政記録情報から入手できる
 - (3) 公の施設の指定管理者制度は民間企業等も含めて指定が受けられるように法改正されてから一定の期間が経過し、民営事業所に係る調査から把握できる範囲が広がっている
 - (4) これまで事業所・企業統計調査において実施していた乙調査は、母集団情報整備の必要性を勘案し、5年ごとに把握することとされており、基礎調査から2年半しか経過していない時点では名簿情報としての優位性は劣化していないと判断できる
 - (5) 産業連関表や地方消費税の清算等の結果利用に際し、基礎調査で把握した乙調査の結果を用いることで大きな支障が生じない
 - (6) 活動調査において乙調査を実施した場合、平成18年事業所・企業統計調査以降の5年半の間に3回の調査を行うこととなるため、地方公共団体における事務負担が大きい
- 2 活動調査においては、全産業分野における経済活動を明らかにすることが求められるため、結果利用に資する観点から、活動調査から得られる民営事業所に係る結果に上記の行政記録情報から得られる結果及び基礎調査の乙調査の結果を加えた参考表（従業者数、営業利益、付加価値を表章）を別途集計して提供する。

平成24年経済センサス 活動調査の名簿整備について
(イメージ図)

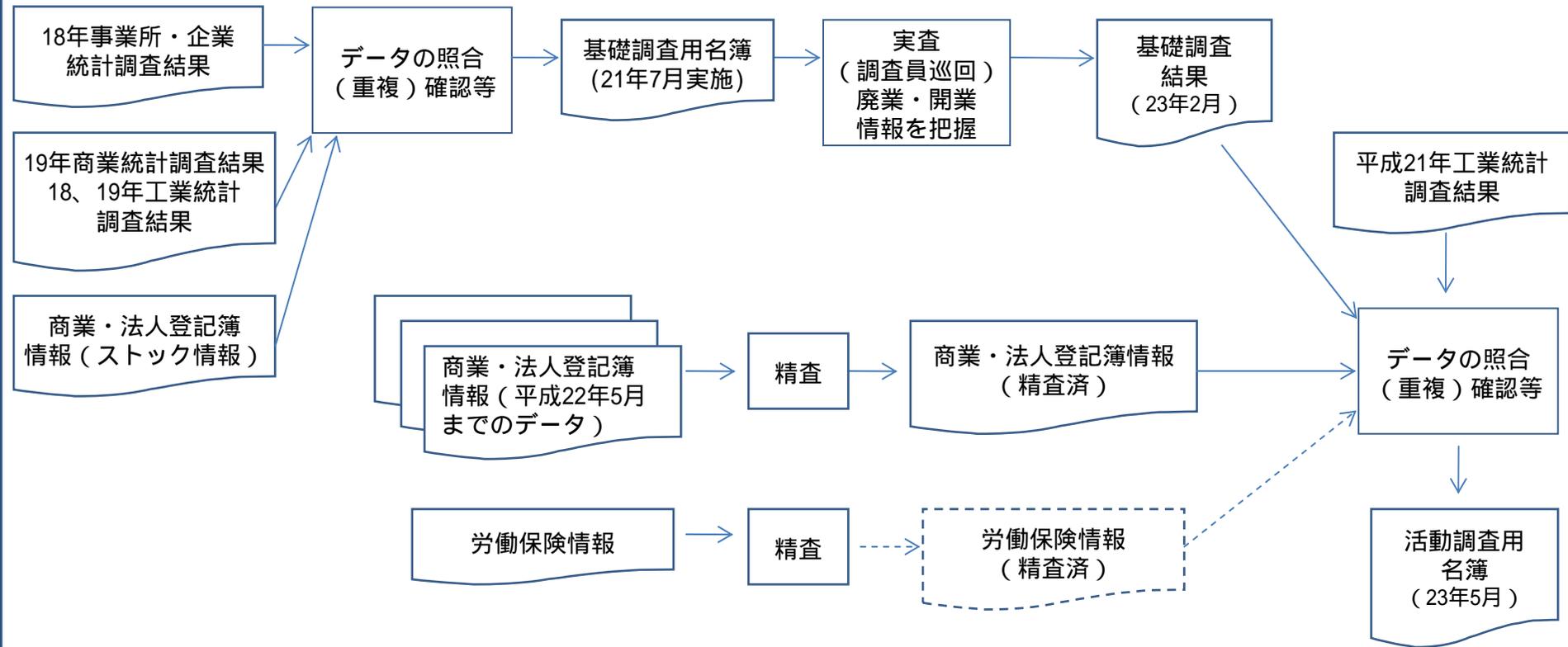
資料 2 - 5

事業所・企業統計調査の名簿整備方法

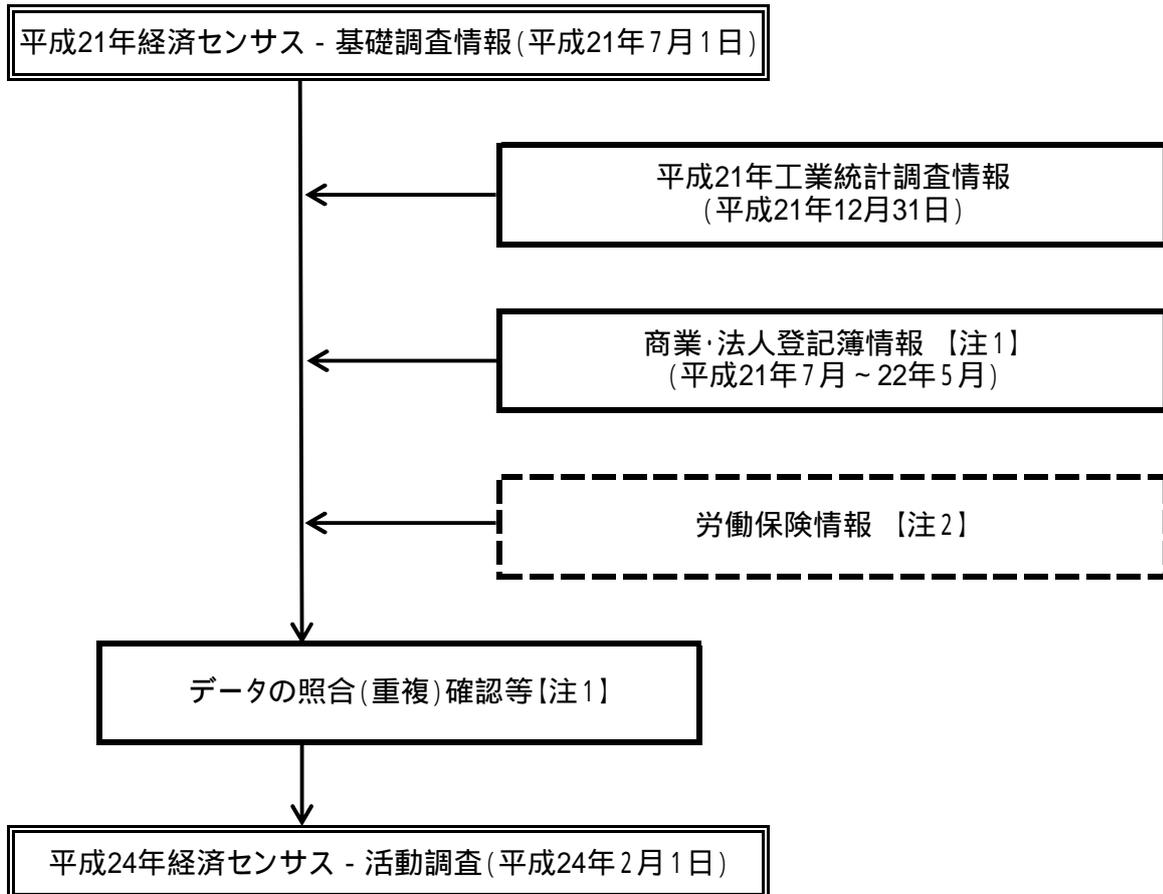


課題：SOHO等の外観から把握が困難な事業所が増加

経済センサスの名簿整備方法



平成24年経済センサス - 活動調査の名簿整備について



直轄調査における企業に対する事業所の事前確認を平成23年6月頃から行うため、23年5月に名簿を作成

【注1】 商業・法人登記簿情報については、平成21年7月以降四半期ごとに以下の手順で情報を精査。
(平成22年3～5月登記(約3万件)のスケジュール。)

法務省より登記簿情報(新設、廃業等)を入手(6月末に入手)
名簿情報として必要な事業内容、従業者数、支所数などを法人に照会(7月～9月)
照会結果のデータチェック及び事業内容からの産業分類格付(～11月末)
平成21年経済センサス 基礎調査、平成21年工業統計調査、商業・法人登記簿情報
データの照合(重複)確認等(～5月)
各種データ間での表記に違いがあるため目視による人手の確認が必要

【注2】 労働保険情報は、保険の加入単位毎にデータが作成されており、1事業所で作業場毎にデータ登録されることがあるなど、調査上の事業所の定義と一致しない場合も見受けられることから、活用にあたってはデータ精査が重要。